

1 実施団体数

- 都道府県 41 団体（9月以降も継続 8団体）
- 指定都市 16 団体（9月以降も継続 3団体）
- その他の市町村 114 団体（9月以降も継続 31団体）

以上のほか、ゆう活の趣旨を踏まえた取組を実施した団体も多数。

（例）16時以降の会議等の原則禁止、定時退庁の徹底、20時以降の超過勤務の原則禁止

2 実施団体の主な意見（各地方公共団体の職員アンケート調査結果等による）

（1）ワーク・ライフ・バランス

- ・「電話や来客のない早朝は仕事に集中でき、業務がはかどった」、「家族と過ごす時間や趣味や地域活動、自己啓発などに活用できた」といった声があった。
- ・将来的にフレックスタイムなど、柔軟な働き方を検討するにあたり、職員の意識改革に刺激を与えた部分があると思う。

（2）超過勤務の縮減

- ・職員からは地域活動に従事でき有益との声もあったほか、特に知事部局における8月の時間外勤務時間数は昨年度に比べ、20%近く縮減されており、一定の成果はあったと評価している。
- ・8月の時間外勤務時間が対前年比で1割程度減少しているため、時間外削減効果はあったと考えられる。（8月の総時間外勤務時間 4,970時間→4,475時間 対前年比 495時間減）

（3）実施に当たっての課題

- ・窓口業務や交替制勤務、少数職場など、業務の内容等により実施が困難な場合があることや、16時30分以降に職員が減ることによる業務への影響などが課題。
- ・「社会との時間のずれにより、作業能率が低下した」、「生活のリズムが乱れた」との意見があった。

実施団体

1 都道府県

(1) 「ゆう活」を実施 (41団体)

北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(2) 「ゆう活」の趣旨を踏まえた取組を実施 (4団体)

岩手県、福島県、埼玉県、沖縄県

2 指定都市

(1) 「ゆう活」を実施 (16団体)

札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(2) 「ゆう活」の趣旨を踏まえた取組を実施 (2団体)

仙台市、神戸市

(下線は9月以降も「ゆう活」を継続した団体)

3 その他の市町村

(1)「ゆう活」を実施 (114団体)

小樽市、増毛町、幌延町、鹿追町、別海町、弘前市、東北町、五戸町、遠野市、白河市、古河市、龍ヶ崎市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、鹿沼市、下野市、前橋市、館林市、千代田町、加須市、狭山市、羽生市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、杉戸町、成田市、富里市、南房総市、陸沢町、八王子市、調布市、東村山市、国分寺市、清瀬市、武蔵村山市、平塚市、伊勢原市、海老名市、射水市、立山町、小松市、かほく市、福井市、甲府市、上野原市、塩尻市、小海町、飯綱町、喬木村、岐阜市、関市、羽島市、可児市、郡上市、坂祝町、沼津市、盤田市、湖西市、南伊豆町、西伊豆町、豊橋市、一宮市、豊川市、安城市、蒲郡市、尾張旭市、豊明市、田原市、北名古屋市、みよし市、阿久比町、東浦町、桑名市、亀山市、朝日町、長浜市、米原市、京丹後市、吹田市、八尾市、寝屋川市、河内長野市、箕面市、四條畷市、赤穂市、西脇市、淡路市、桜井市、香芝市、南部町、出雲市、呉市、廿日市市、宇部市、長門市、柳井市、山陽小野田市、高松市、松山市、四国中央市、西予市、飯塚市、大野城市、添田町、西海市、玉東町、杵築市、宇佐市、出水市、伊平屋村

(2)「ゆう活」の趣旨を踏まえた取組を実施 (23団体)

仁木市、上山市、小国町、郡山市、結城市、川越市、館山市、渋谷区、中野市、枚方市、松原市、門真市、泉南市、河南町、伊丹市、橿原市、倉敷市、新見市、早島町、新庄村、三原市、佐伯市、豊後高田市

(下線は9月以降も「ゆう活」を継続した団体)